

【 2026年8月作成 】

和歌山市の介護保険について、市民の皆様に知っていただくため、現状と特徴をまとめました。



主な内容は・・・

- 現状 ・ ・ ・ 高齡化率、要介護認定率、介護保険料
 高齡独居世帯率、高齡夫婦世帯率
- 特徴 ・ ・ ・ 給付月額
 他市との比較 そして まとめ等 となっています！



目次

和歌山市の高齢化率	1
和歌山市の要介護認定率	2
和歌山市の介護保険料	3
和歌山市の高齢独居世帯率	4
和歌山市の高齢夫婦世帯率	5
和歌山市の介護保険の特徴 ～給付月額～	6
県内他市との比較 ～要介護認定率～	7
県内他市との比較 ～給付月額～	8
県内他市との比較 ～保険料～	9
中核市との比較 ～要介護認定率～	10
中核市との比較 ～給付月額～	11
中核市との比較 ～保険料～	12

目次

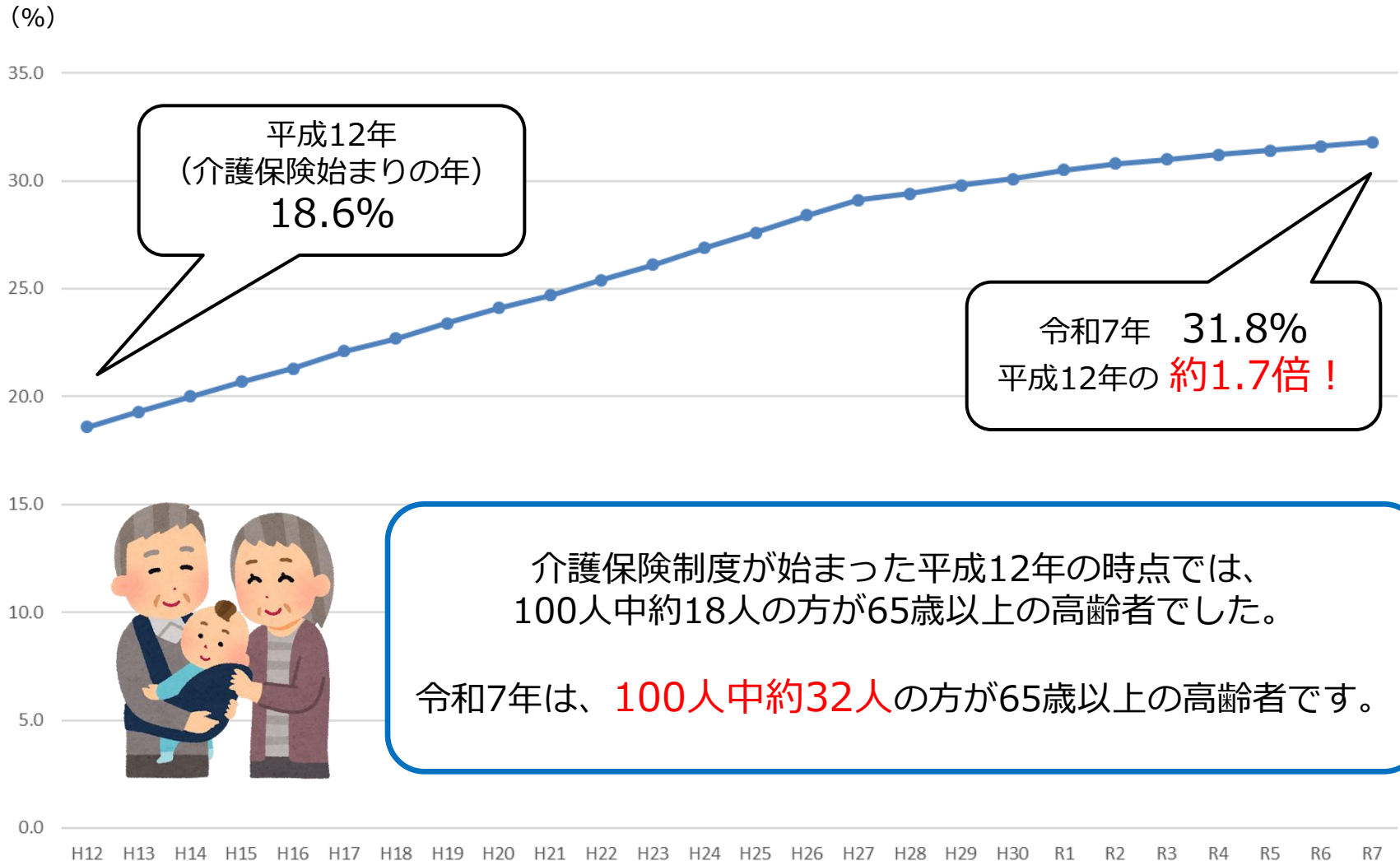


和歌山市	介護保険の現状まとめ①	・ ・ ・ ・ ・	1 3
和歌山市	介護保険の現状まとめ②	・ ・ ・ ・ ・	1 4
和歌山市	介護保険の特徴まとめ	・ ・ ・ ・ ・	1 5
現状と特徴から考えられること			1 6
現状と特徴のはてな			1 7
介護保険法では			1 9
最後に			2 2
補足①			2 3
補足②			2 8
補足③			2 9

和歌山市の高齢化率

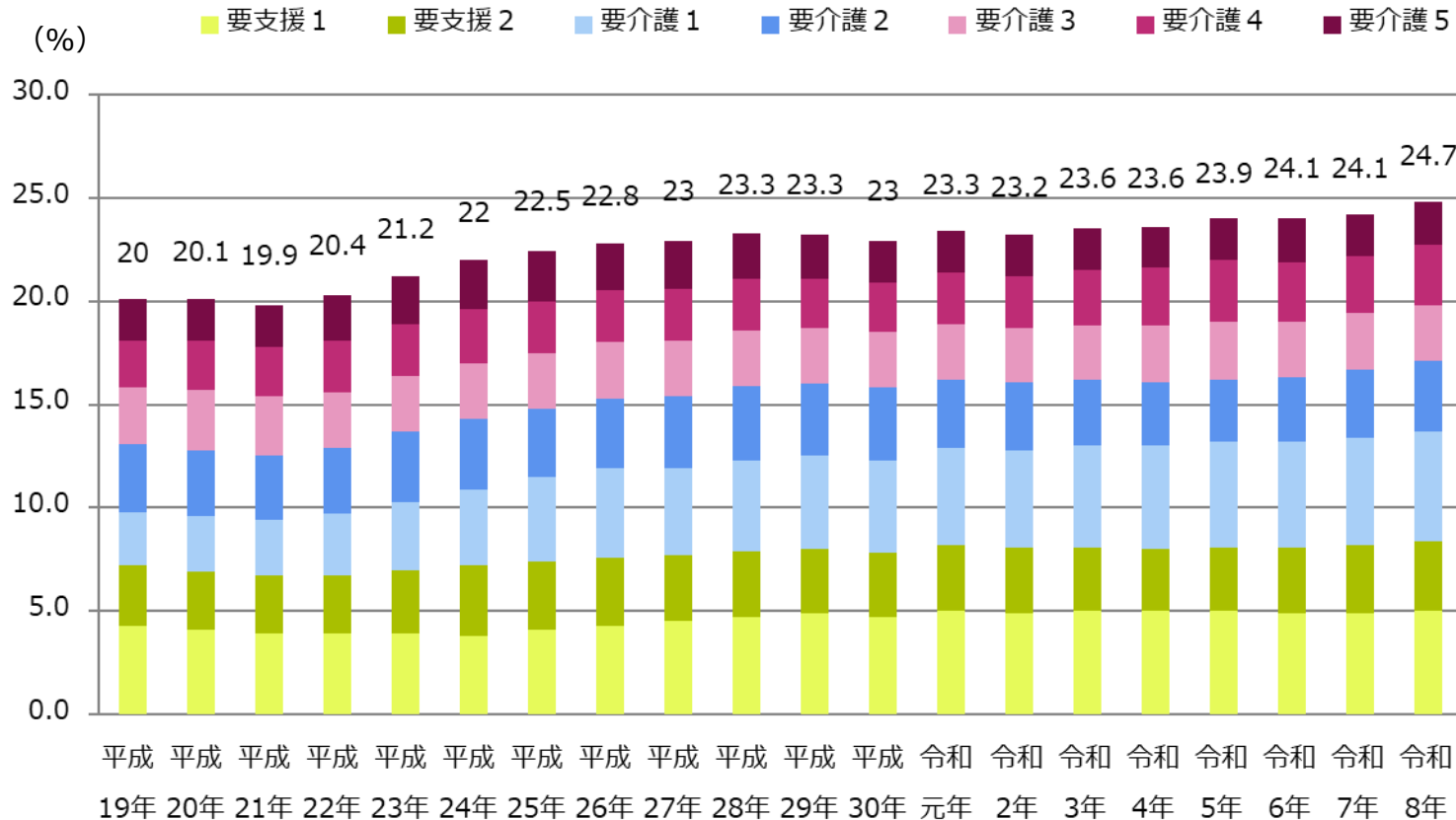
年々上昇中！

高齢化率とは・・・65歳以上の高齢者の方の人口が、総人口に占める割合のことです。



和歌山市の要介護認定率

要介護認定率とは・・・65歳以上の高齢者の方のうち、介護保険の要介護認定を受けている方の割合です。



65歳以上の高齢者の方**100人中**、**約25人**の方が、加齢や病気等に伴う身体機能の低下等により、**支援や介護が必要**であるとの認定を受けています。



※毎年3月末時点

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和6.7年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

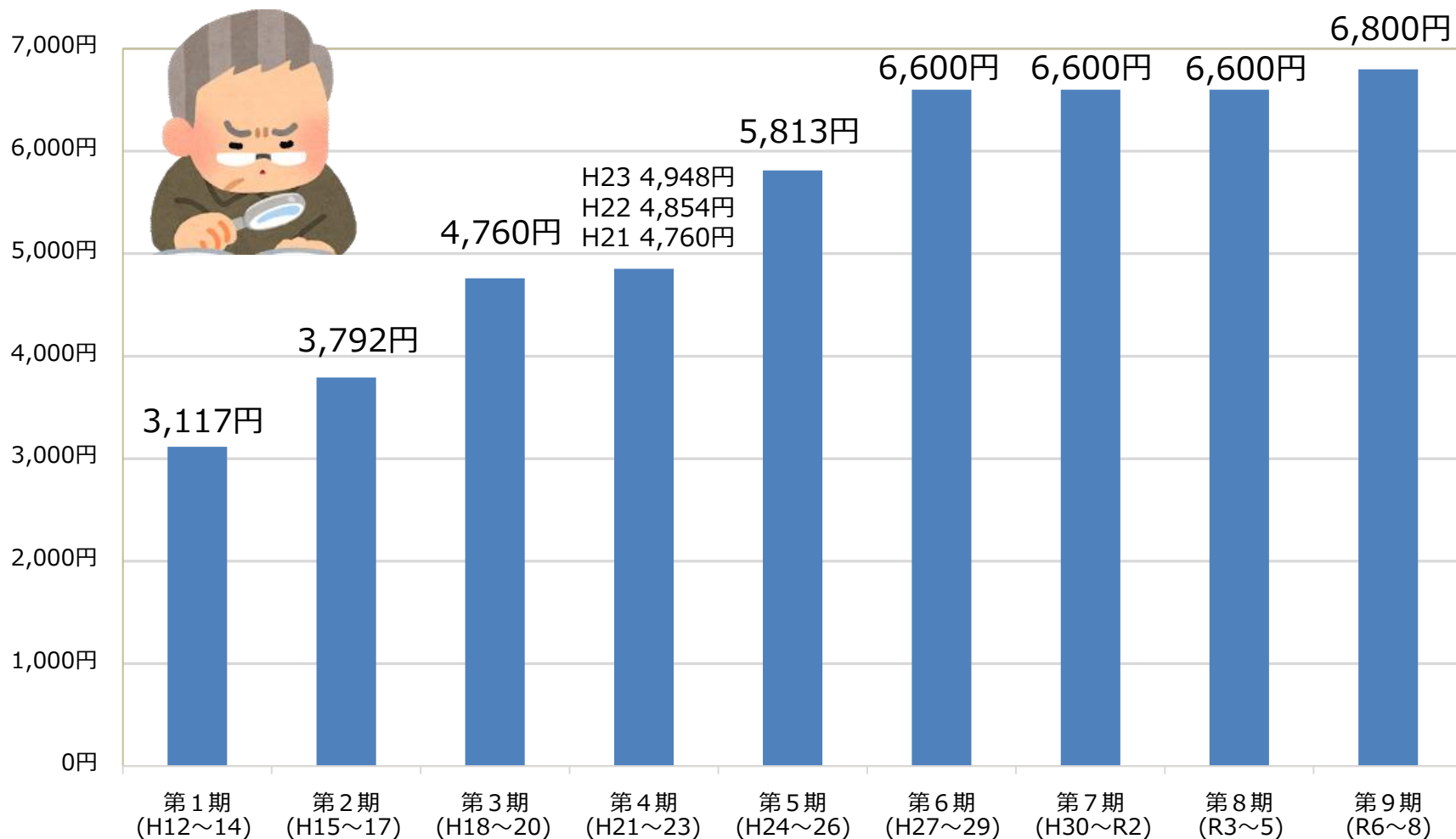
和歌山市の介護保険料

基準月額については補足①
(P.23)をご覧ください。

介護保険料は、原則として3年ごとに改定されます。

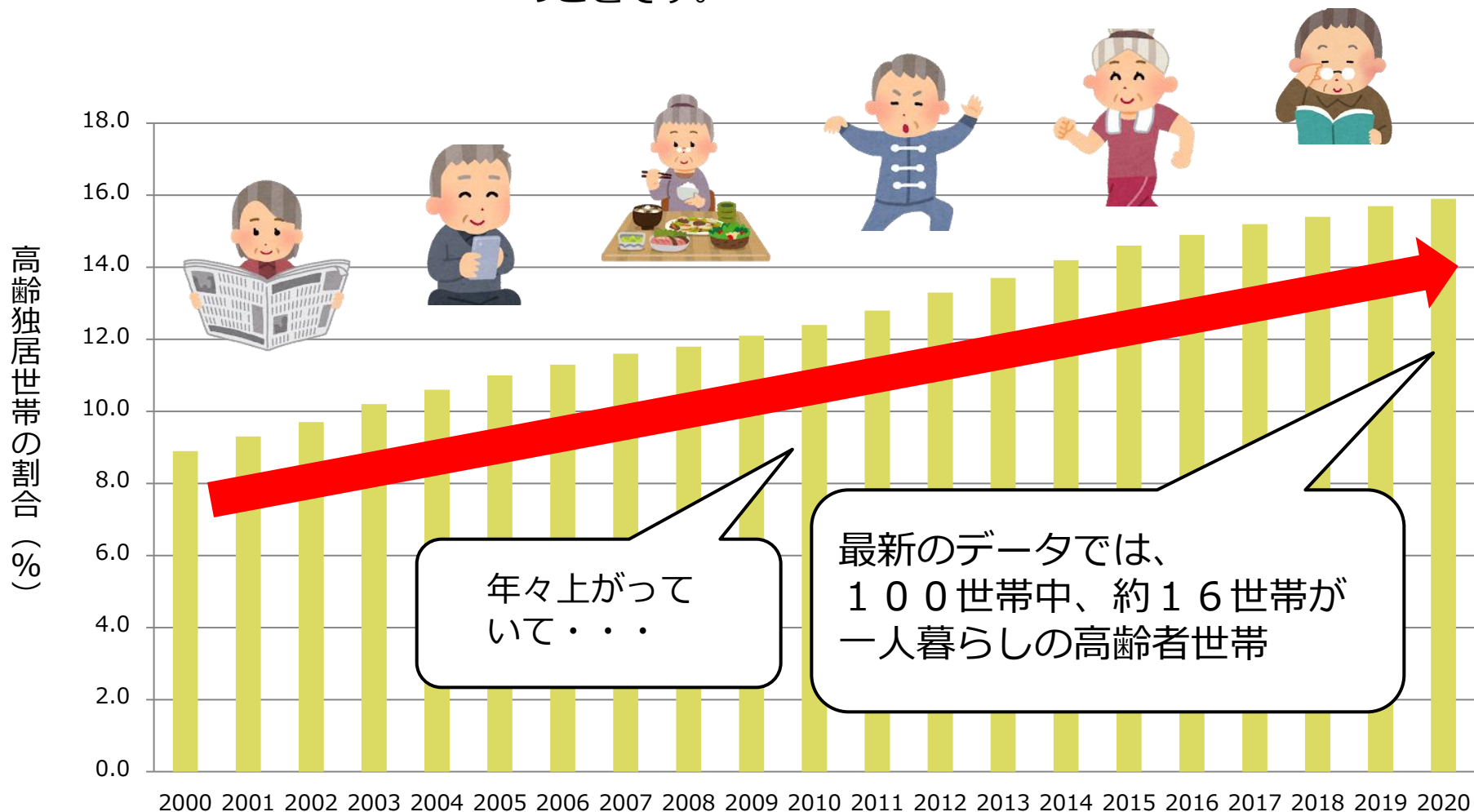
介護保険が始まった第1期（平成12～14年度）の保険料は基準月額3,117円でした。

第6期までに基準月額6,600円に順次上昇し、3期9年据え置いた後、第9期（令和6～8年度）に**約3%上昇**して基準月額6,800円となりました。



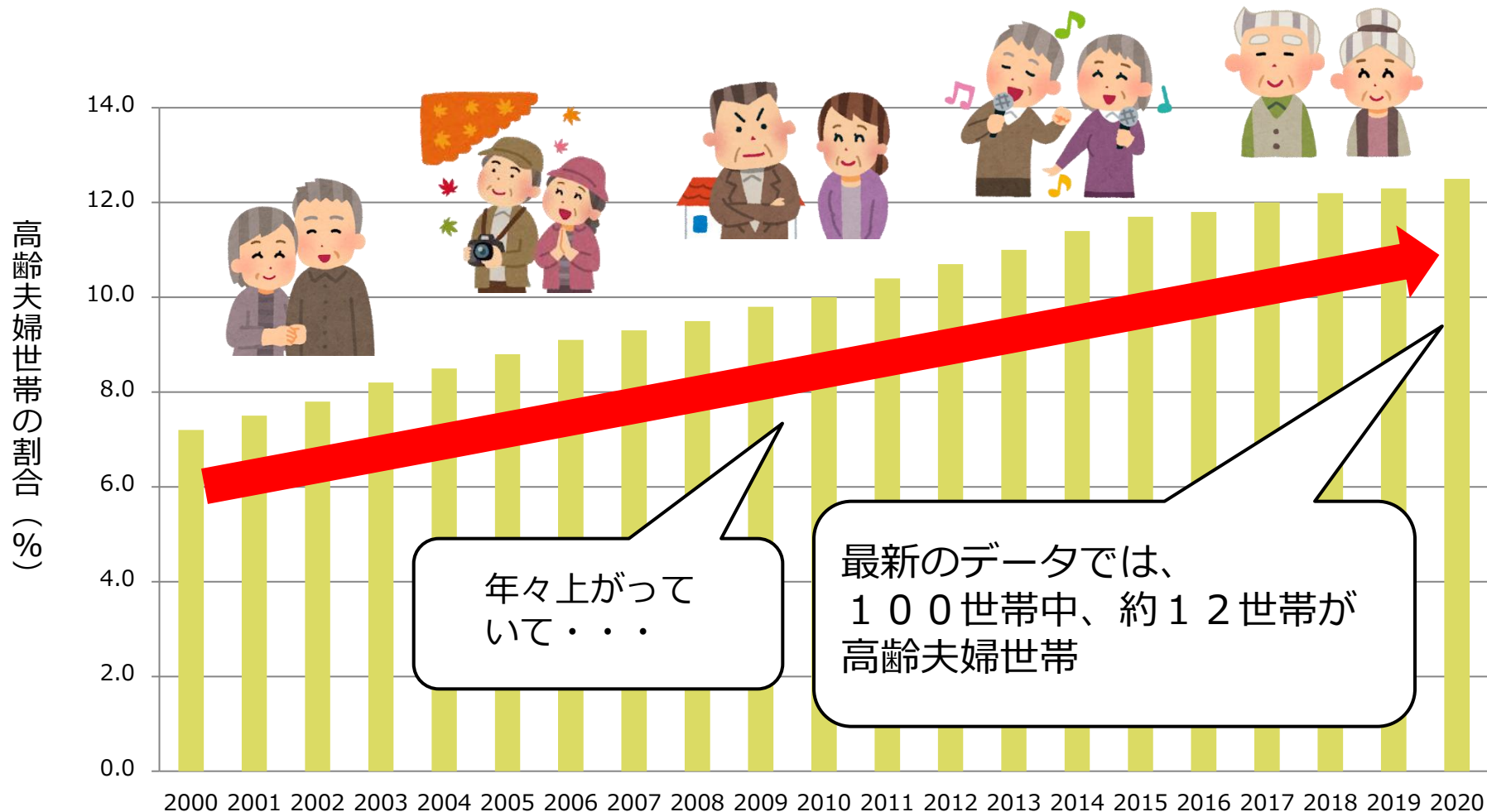
和歌山市の高齢独居世帯率

高齢独居世帯とは・・・65歳以上の高齢者の方がおひとりで生活されている世帯のことです。



和歌山市の高齢夫婦世帯率

高齢夫婦世帯とは・・・65歳以上のご夫婦のみで生活されている世帯のことです。



(出典) 総務省「国勢調査」

和歌山市の介護保険の特徴

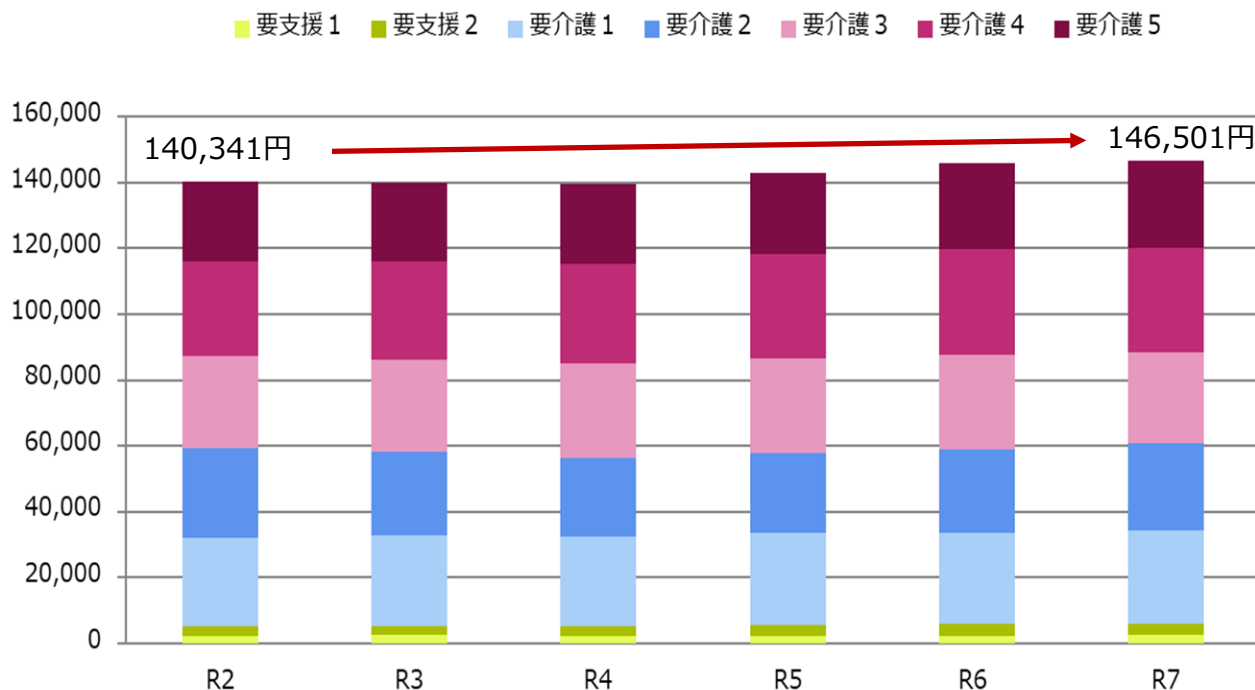
～給付月額～

給付月額については、補足②(P.28)をご覧ください。

在宅および居住系サービスについては、補足③(P.29)をご覧ください。

受給者1人あたり給付月額(要介護度別) (在宅および居住系サービス)

給付月額は少しずつ増えて令和7年度は1人あたり約14万6千円なのね。



要介護度別の割合で見ると要介護1～5の方への給付が大半のようだね。



※令和6,7年度は、2月サービス提供分まで

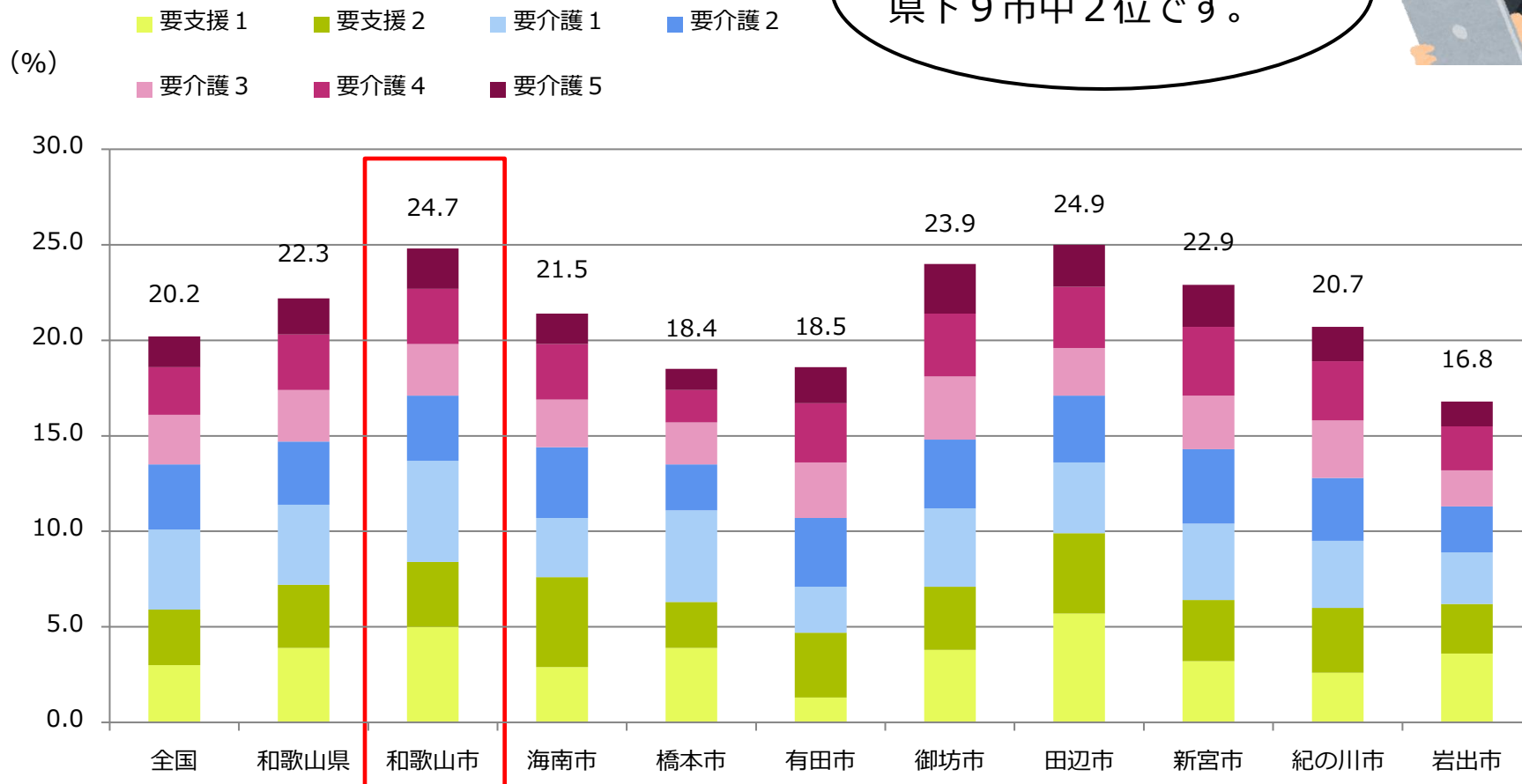
(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和6,7年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

県内他市との比較

～要介護認定率（R8.3月末）～

全国平均、和歌山県平均、
和歌山県下9市の数値と
比べています。

認定率は、田辺市に続き
県下9市中2位です。



(時点) 令和6年度

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和6,7年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

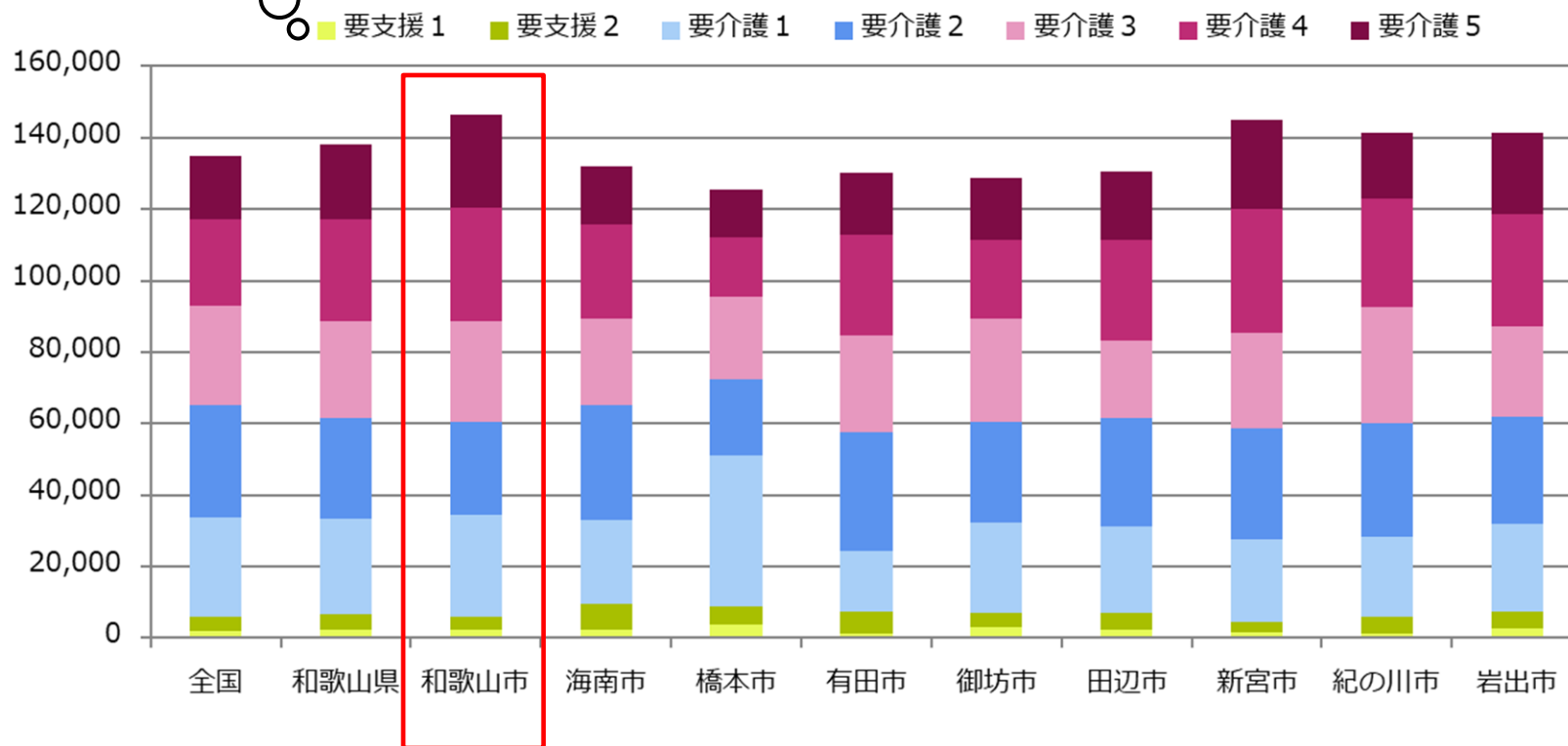
1人あたりの給付
月額額は、県下9市で
最も多い数値と
なっています。

県内他市との比較

～給付月額～



受給者1人あたり給付月額(要介護度別) (在宅および居住系サービス)



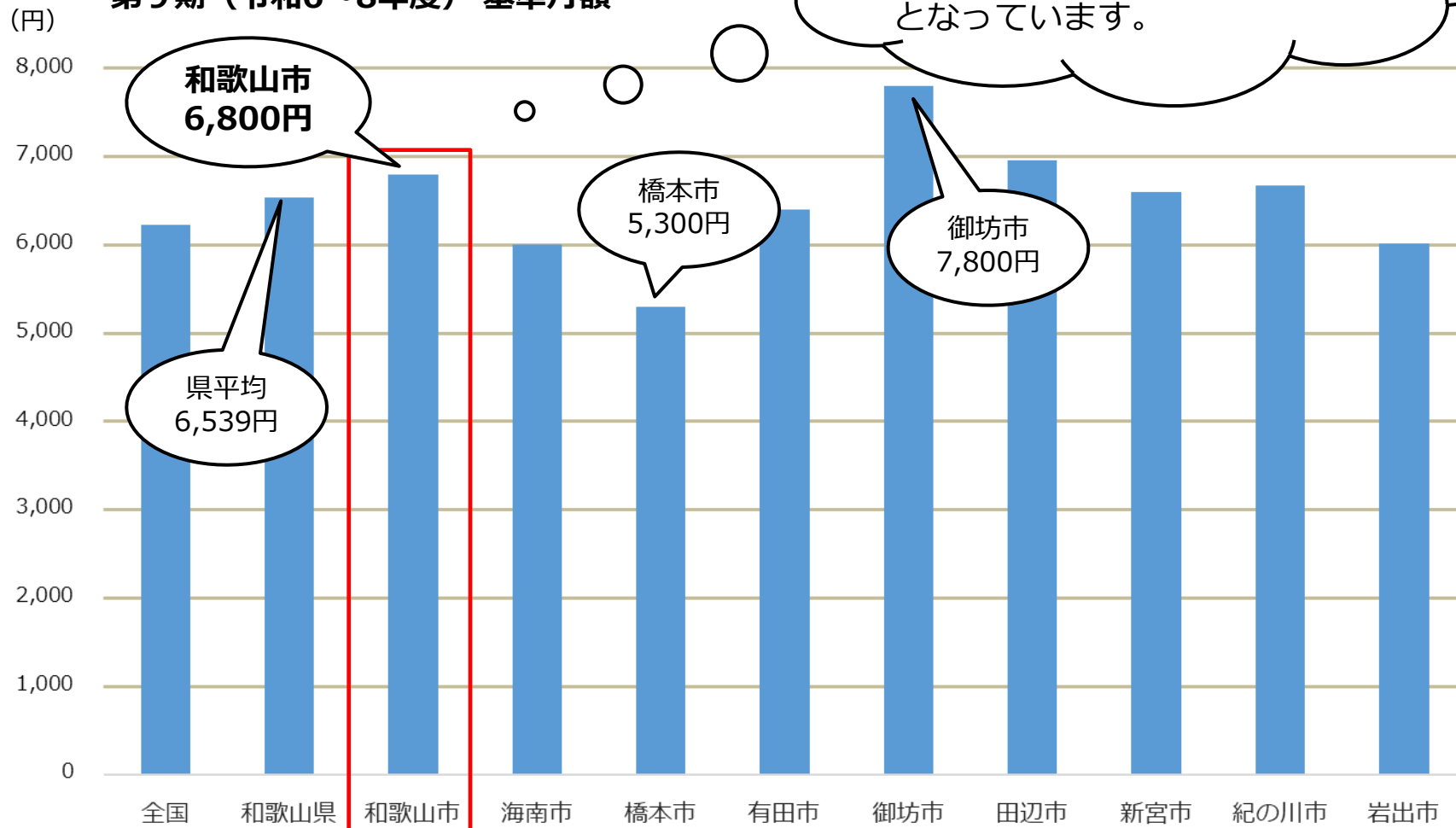
(時点) 令和7年度 (令和8年2月のサービス提供分まで)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

県内他市との比較

～保険料～

第9期（令和6～8年度）基準月額



(出典) 厚生労働省HP (第9期) 各都道府県平均保険料基準額一覧、各保険者保険料基準額一覧

中核市との比較 ～要介護認定率（R8.3月末）～

(%)

中核市 61 市中
4 位です。



全国平均 20.8%
中核市平均 20.2%

※「中核市との比較」の中に、
東三河広域連合の構成市の
ひとつとなっている豊橋市
は含めていません。

1	東大阪市	26.8
2	八尾市	26.6
3	尼崎市	25.3
4	和歌山市	24.7
5	豊中市	24.5
6	姫路市	23.9
7	倉敷市	23.4
8	函館市	23.2
9	岐阜市	22.7
10	奈良市	22.3
11	いわき市	22.1
12	福山市	22.1
13	吹田市	21.9
14	松山市	21.9
15	旭川市	21.8
16	高松市	21.8
17	寝屋川市	21.7
18	下関市	21.7
19	長崎市	21.7
20	船橋市	21.6

21	高槻市	21.5
22	明石市	21.5
23	西宮市	21.2
24	富山市	21.0
25	大津市	20.9
26	鹿児島市	20.9
27	盛岡市	20.8
28	八王子市	20.8
29	枚方市	20.8
30	金沢市	20.7
31	久留米市	20.7
32	福島市	20.6
33	甲府市	20.6
34	大分市	20.6
35	高知市	20.5
36	横須賀市	20.3
37	秋田市	20.2
38	青森市	20.0
39	那覇市	19.9
40	川越市	19.8

41	松江市	19.8
42	呉市	19.8
43	越谷市	19.7
44	佐世保市	19.7
45	鳥取市	19.6
46	水戸市	19.5
47	川口市	19.1
48	福井市	19.1
49	前橋市	19.0
50	柏市	18.9
51	一宮市	18.9
52	郡山市	18.8
53	長野市	18.8
54	高崎市	18.7
55	松本市	18.6
56	宇都宮市	18.4
57	岡崎市	17.6
58	宮崎市	17.1
59	山形市	17.0
60	豊田市	17.0
61	八戸市	16.5

(時点) 令和7年度

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報
(令和6,7年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

中核市との比較 ～給付月額～

受給者1人あたり給付月額
(在宅および居住系サービス)

(円)

中核市61市中
10位です。



全国平均 134,862円
中核市平均 136,223円

※「中核市との比較」の中に、
東三河広域連合の構成市の
ひとつとなっている豊橋市
は含めていません。

1	八尾市	159,780	21	鳥取市	139,716	41	岡崎市	131,959
2	青森市	157,103	22	前橋市	139,293	42	函館市	131,513
3	宮崎市	156,876	23	高松市	139,107	43	富山市	130,756
4	那覇市	156,208	24	大分市	138,202	44	柏市	130,542
5	寝屋川市	149,034	25	高槻市	137,348	45	八王子市	130,307
6	八戸市	148,885	26	盛岡市	137,336	46	福井市	129,704
7	枚方市	147,556	27	金沢市	137,327	47	松江市	129,540
8	豊中市	146,807	28	尼崎市	137,133	48	郡山市	128,092
9	甲府市	146,753	29	西宮市	136,388	49	福島市	127,751
10	和歌山市	146,501	30	長崎市	135,615	50	豊田市	126,955
11	久留米市	145,708	31	奈良市	135,563	51	松本市	125,397
12	東大阪市	144,296	32	越谷市	135,312	52	倉敷市	124,768
13	岐阜市	143,963	33	松山市	135,000	53	宇都宮市	124,594
14	高崎市	143,578	34	高知市	134,572	54	福山市	124,500
15	川口市	143,542	35	山形市	134,459	55	秋田市	123,645
16	旭川市	143,121	36	水戸市	134,427	56	下関市	122,073
17	鹿児島市	142,567	37	横須賀市	134,224	57	長野市	121,991
18	一宮市	142,182	38	佐世保市	133,248	58	いわき市	121,900
19	船橋市	141,375	39	川越市	133,051	59	姫路市	121,842
20	吹田市	141,075	40	大津市	132,592	60	明石市	121,613
						61	呉市	113,355

(時点) 令和7年度(令和8年2月のサービス提供分まで)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

中核市との比較 ～保険料～

第9期（令和6～8年度）
基準月額

(円)

中核市 61 市中
9 位です。

最も低い豊田市
と1,500円、
最も高い尼崎市
と693円の差と
なっています。

全国平均 6,225円
中核市平均 6,305円

※「中核市との比較」の中に、
東三河広域連合の構成市の
ひとつとなっている豊橋市
は含めていません。

1	尼崎市	7,493
2	東大阪市	7,093
3	八尾市	7,089
4	豊中市	6,998
5	岐阜市	6,900
6	那覇市	6,876
7	大分市	6,852
8	青森市	6,824
9	長崎市	6,800
9	和歌山市	6,800
11	寝屋川市	6,690
12	松山市	6,650
13	函館市	6,640
14	高松市	6,633
15	富山市	6,600
15	福井市	6,600
15	船橋市	6,600
18	高崎市	6,592
19	金沢市	6,590
20	松江市	6,554
21	福島市	6,500

22	福山市	6,483
23	甲府市	6,482
24	倉敷市	6,450
24	前橋市	6,450
26	西宮市	6,400
27	久留米市	6,358
29	一宮市	6,317
30	いわき市	6,300
30	宮崎市	6,300
30	郡山市	6,300
33	吹田市	6,280
34	枚方市	6,276
35	盛岡市	6,267
36	鹿児島市	6,241
37	秋田市	6,232
38	奈良市	6,220
39	姫路市	6,200
39	明石市	6,200
41	旭川市	6,190
42	鳥取市	6,100

42	水戸市	6,100
42	横須賀市	6,100
42	高槻市	6,100
46	川口市	6,076
47	越谷市	6,000
48	八王子市	5,950
49	高知市	5,936
50	川越市	5,830
51	佐世保市	5,817
52	八戸市	5,800
52	山形市	5,800
52	柏市	5,800
55	松本市	5,780
56	宇都宮市	5,735
28	大津市	5,715
57	岡崎市	5,700
58	長野市	5,670
59	下関市	5,500
59	呉市	5,500
61	豊田市	5,300

和歌山市 介護保険の現状まとめ①



高齢化率

- ・年々上昇し、100人中約32人が65歳以上の高齢者です。少子高齢化が続く中、今後も上昇が見込まれます。

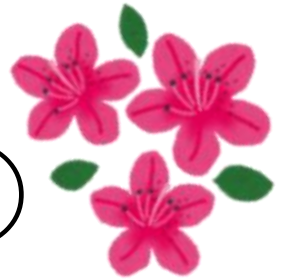
認定率

- ・65歳以上の高齢者100人中約25人が介護保険の要介護や要支援の認定を受けています。

介護保険料

- ・第6～8期の3期9年据え置いた後、第9期（令和6～8年）に約3%上昇しました。

和歌山市 介護保険の現状まとめ②



高齢独居世帯率

- ・年々上昇し、100世帯中約16世帯がひとり暮らしの高齢者世帯です。

高齢夫婦世帯率

- ・年々上昇し、100世帯中約12世帯が高齢夫婦世帯です。

給付月額

- ・在宅及び居住系サービスの受給者1人あたりの給付月額は、約14万6千円です。

和歌山市 介護保険の特徴まとめ



他市と比較して

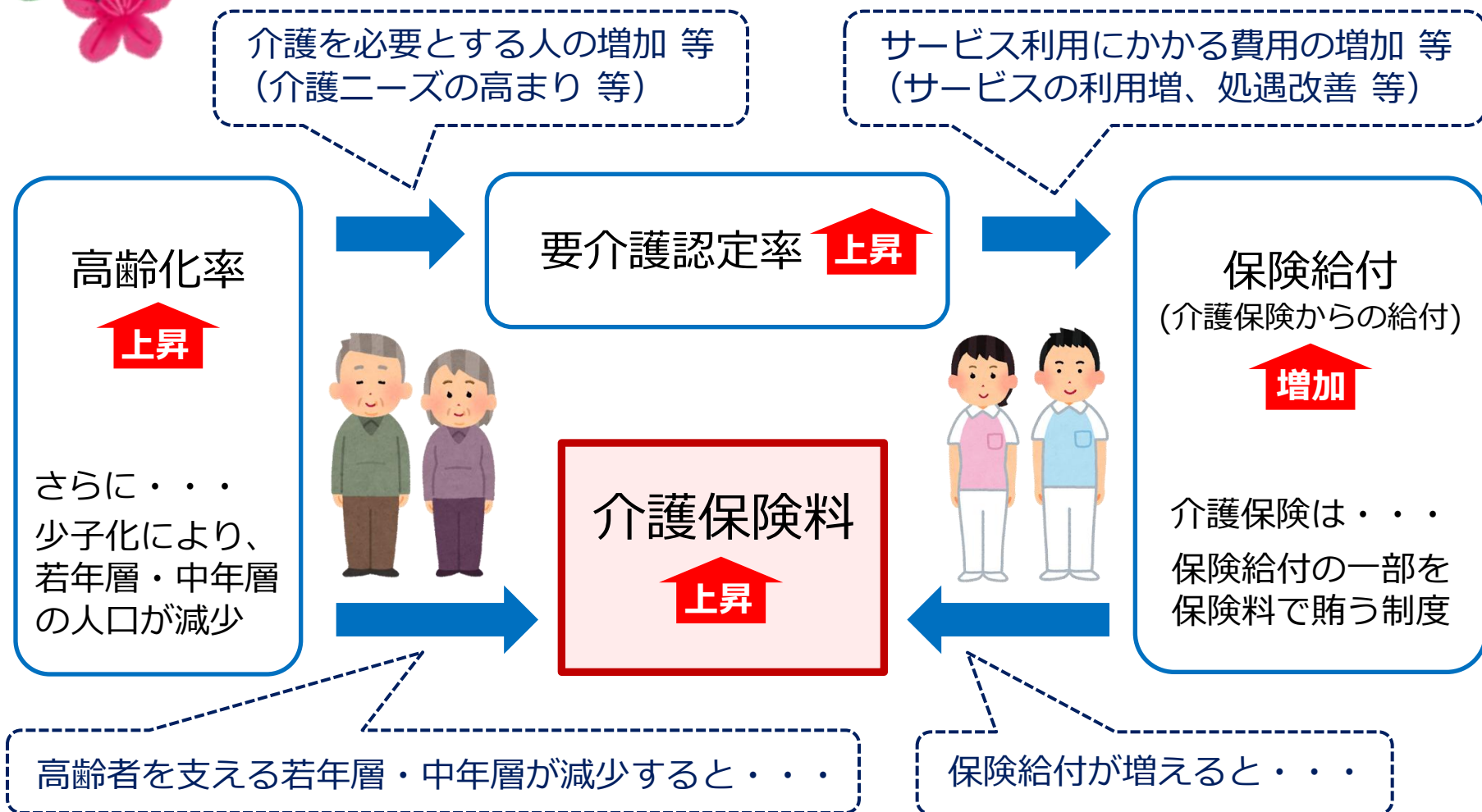
- ・要介護認定率は、県下9市中2位、中核市4位
- ・受給者1人あたり給付月額、県下9市中1位、中核市10位
- ・介護保険料は、県下9市中3位、中核市9位



- ・一般的に、高齢化が進行して介護ニーズが高まると、要介護認定率が上昇し、介護サービスの利用が増加します。また、介護の現場を支える介護職員の処遇改善も進んでいます。その結果、サービス利用にかかる費用が増加すると、費用の一部を保険料で賄う制度上、保険料が上昇します。



現状と特徴から考えられること



※若年層とは、15～34歳の方々を、
中年層とは、35～64歳の方々を表しています。



現状と特徴のはてな

要介護認定率 **24.7%**
(県内9市中2位・中核市4位)

どうして和歌山市は
要介護認定率が高
いんだろう？



調べてみると・・・



要介護認定を受けている方のうち、
介護サービスを利用している方は約**81%**
(令和8年5月現在)



サービスを利用して
いないのに、要介護
認定を受けている方
がいるのはどうして
かな？

申請から結果まで日数
がかかるから、必要に
になったら、すぐ介護
サービスを使えるよう、
あらかじめ認定を受け
ているのかな？



あらかじめ要介護認定を受けておかないと、必要になったとき、すぐに介護を受けられない・・・というのは**誤解**です！



要介護認定を申請してから、認定結果が出るまでの間、ケアマネジャーに「暫定プラン」を作成してもらって、介護サービスを利用できる制度があります。

1人の方の要介護認定には・・・

①医師に意見書を作成してもらう費用 約4,700円

②認定調査に必要な費用 約5,000円

③認定審査に必要な費用 約2,600円

①②③ 合計
約12,300円
かかります！
(令和7年度実績)

また、作業量が非常に多いため
認定結果までに
平均 **30日以上**
を要します！

できるだけ、介護が必要になってから、要介護認定を申請していただきますよう、ご協力ください。

よろしくお願いします



介護保険法では



第一条（目的）

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者について、これらの者が**尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う**ため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第四条（国民の努力及び義務）

※一部抜粋

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に**健康の保持増進**に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保険医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、**その有する能力の維持向上に努める**ものとする。

第五条（国及び地方公共団体の責務）

※一部抜粋

国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。

3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、**保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策**を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ**包括的に推進**するよう努めなければならない。

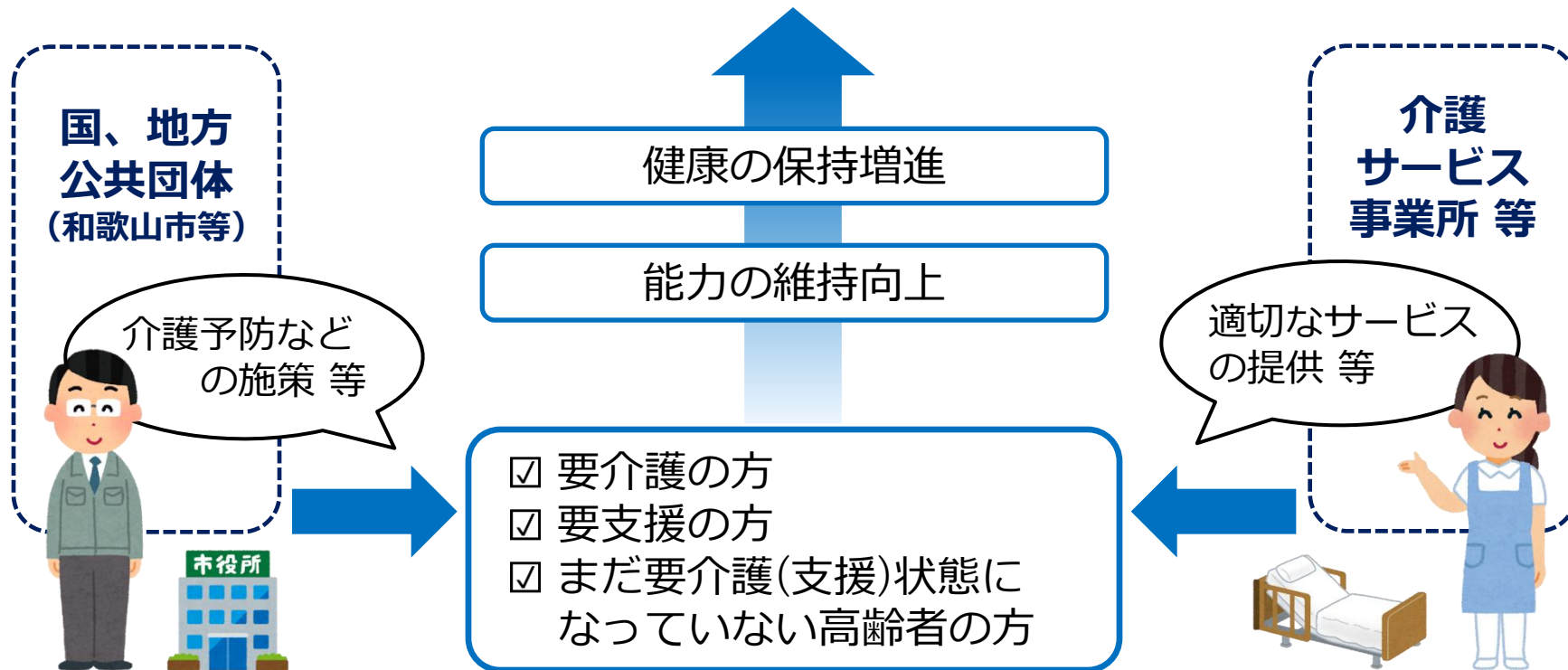
第七十三条（指定居宅サービスの事業の基準）

※一部抜粋

指定居宅サービス事業者は、次条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて**適切な指定居宅サービスを提供**するとともに、自らその提供する指定居宅サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。



自立した日常生活を
(できることを、自分らしく)
営むことを推進！



和歌山市では、できる限り介護が必要にならず、介護が必要になっても悪化させず、できるだけ自分らしく自立して日常生活を営めるように、
介護予防・日常生活支援総合事業等の施策を推進しています。

最後に



高齢者の方だけでなく、ご家族の方や若い方、どなたにとっても
「介護」は決して無縁のものではありません。
和歌山市の介護保険の現状と特徴を通じて、介護保険の制度や介護そのものについて知っていただき、ご理解を賜ることができましたなら、幸いです。

ご覧いただき、誠にありがとうございました！





補足①



基準月額とは

65歳以上の方の介護保険料の基準額を月額で表したものです。

※介護保険料基準額(年額)÷12か月＝基準月額

介護保険料
基準額
(年額)

和歌山市
81,600円

1年間の保険給付に
必要な費用の総額

×

65歳以上の保険料で
賄う割合(約23%)

=

和歌山市の65歳以上の人数

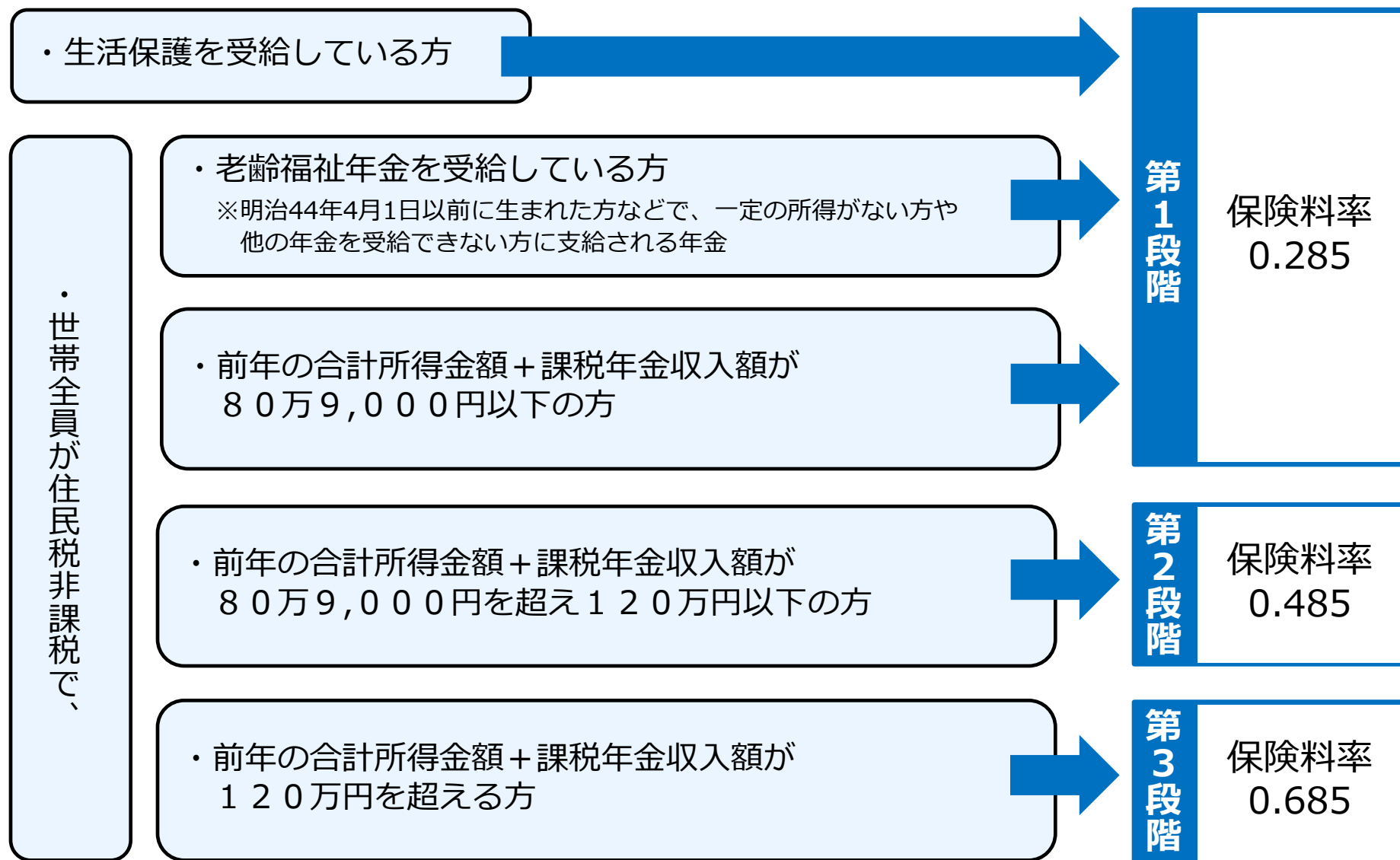
介護保険料基準額(年額) × 保険料率 = **介護保険料**

それぞれの方の年間の

本人の所得、世帯の課税状況等に応じて決まります。(P.24~27)



参考：令和8年度の保険料率について～和歌山市の場合～



参考：令和8年度の保険料率について～和歌山市の場合～

・世帯の誰かに住民税が課税されているが、
本人は非課税で、

- ・前年の合計所得金額＋課税年金収入額が
80万9,000円以下の方

第4段階

保険料率
0.9

- ・前年の合計所得金額＋課税年金収入額が
80万9,000円を超える方

第5段階

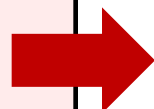
保険料率
1.0



参考：令和8年度の保険料率について～和歌山市の場合～

・ 本人が住民税課税で、

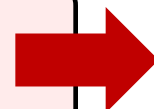
・ 前年の合計所得金額が
120万円未満の方



第6段階

保険料率
1.2

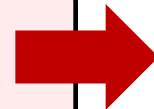
・ 前年の合計所得金額が
120万円以上210万円未満の方



第7段階

保険料率
1.3

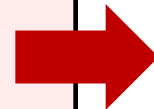
・ 前年の合計所得金額が
210万円以上320万円未満の方



第8段階

保険料率
1.5

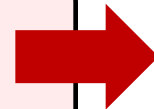
・ 前年の合計所得金額が
320万円以上400万円未満の方



第9段階

保険料率
1.7

・ 前年の合計所得金額が
400万円以上520万円未満の方



第10段階

保険料率
1.9

参考：令和8年度の保険料率について～和歌山市の場合～

・ 本人が住民税課税で、

・ 前年の合計所得金額が
520万円以上620万円未満の方

第11段階

保険料率
2.1

・ 前年の合計所得金額が
620万円以上720万円未満の方

第12段階

保険料率
2.3

・ 前年の合計所得金額が
720万円以上800万円未満の方

第13段階

保険料率
2.4

・ 前年の合計所得金額が
800万円以上1,000万円未満の方

第14段階

保険料率
2.5

・ 前年の合計所得金額が
1,000万円以上の方

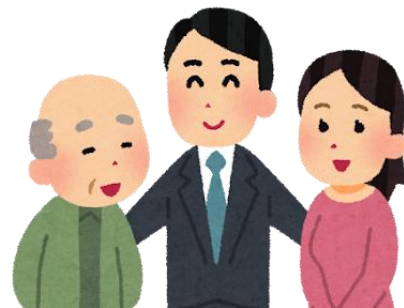
第15段階

保険料率
2.6



補足②

給付月額とは



保険給付分 (7～9割)

保険給付分の内訳
公費50%、40～64歳の介護保険料27%、65歳以上の介護保険料23%

利用者の 自己負担分 (1～3割)

介護サービスの利用にかかる費用は、7～9割が保険給付（国・県・市の公費と介護保険料）、1～3割が利用者の自己負担によって賄われます。

※利用者が自己負担する割合は、収入・所得等に応じて決まります。

給付月額とは、介護サービスの1か月の利用にかかる費用のうち、保険給付によって賄われる金額のことです。





補足③

在宅サービスとは

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護（ショートステイ）など、自宅で暮らしながら利用できる介護サービスのことです。



居住系サービスとは

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）を利用されている方にかかる介護サービスのことです。



他に、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護施設に入所されている方にかかる介護サービスである施設サービス等があります。

